

熊本県教育委員会の育鵬社版公民教科書を副教材として使用する 決定に抗議し、同決定の撤回を求める

本年9月6日、熊本県教育委員会は、県内3校の県立中学で育鵬社版公民教科書を副教材として使用することを発表した。

育鵬社の公民教科書は、「自虐史観からの脱却」を謳って日本の侵略戦争の歴史を否定しようとする「新しい歴史教科書をつくる会」系の教科書であり、その内容は、天皇を中心とする日本の伝統を情緒的に強調し、日本国憲法をGHQから押し付けられた憲法であって「改正」すべきものと教え、自衛隊を海外に派遣する必要性を強調する。育鵬社の公民教科書は、一言でいえば、日本国憲法の基本原則（国民主権、恒久平和主義、基本的人権の尊重）をことごとく軽視し、「戦争をする国」を担う国民を育成しようとする教科書である。

育鵬社の公民教科書に対しては憲法に対する見方があまりに一面的で多くの誤りを含むものであることから、本年の教科書採択においても、多数の有識者がその採択に反対の声をあげており、また全国各地でその採択について多数の市民から強い反対が出されていた。その結果、9割を超える自治体で育鵬社版教科書は採択されなかった。

教科書採択は「義務教育諸学校の教科用図書の無償化措置に関する法律」等によって手続きが定められ、審議会による調査研究や市民に対する展示等、一定の適正な手続きの履金が求められ、教育委員会の公開審議や議事録等で議論の経過や採択理由が市民にも明らかになるようになっている。

熊本県教育委員会自身、かかる手続きや教育委員会の議論を経た上で、育鵬社版公民教科書が教科書として不適切であるとして採択しなかった。にもかかわらず、かかる手続きの履金等が求められない副教材として同教科書の使用を決定するなどということは、県民の目を欺き、法で定められた教科書採択の手続きを潜脱するものである。

われわれ自由法曹団は、熊本県教育委員会の育鵬社版公民教科書を副教材として使用する決定に抗議し、同決定の撤回を求める。

2011年9月13日

自由法曹団

団長 菊池 紘

自由法曹団熊本支部

支部長 板井 優